

○なら歴史芸術文化村管理規則

令和二年十月八日

奈良県規則第十九号

なら歴史芸術文化村管理規則をここに公布する。

なら歴史芸術文化村管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、なら歴史芸術文化村条例(令和二年十月奈良県条例二十一号。以下「条例」という。)第六条、第十条第三項、第十一条及び第十四条の規定により、なら歴史芸術文化村(以下「文化村」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(権限の委任)

第一条の二 条例第四条、第五条、第八条第二項及び第九条に規定する知事の権限は、なら歴史芸術文化村の村長(以下「村長」という。)に委任する。

(令四規則三七・追加)

(開館時間及び休館日等)

第二条 文化村の開館時間及び休館日は、別表第一のとおりとする。ただし、村長は、必要があると認めるときは、これらを臨時に変更することができる。

2 村長は、管理上必要があると認めるときは、施設の一部を休止し、又は使用を制限することができる。

(令四規則三三・令四規則三七・一部改正)

(使用の申込み)

第三条 条例第四条第一項の規定により、使用の承認を受けようとする者は、なら歴史芸術文化村使用申込書(第一号様式)を村長に提出しなければならない。ただし、村長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の申込書の受付は、使用する日(二日以上にわたって使用するときは、その初日とする。)の六月前から行うものとする。ただし、村長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(令四規則三三・令四規則三七・一部改正)

(使用承認書の交付)

第四条 村長は、前条第一項の規定による申込書の提出があった場合において、適当と認め使用の承認をするときは、なら歴史芸術文化村使用承認書(第二号様式)を交付するものとする。

(令四規則三七・一部改正)

(使用料の後納)

第五条 条例第六条ただし書の規則で定める場合は、国又は地方公共団体が使用する場合であつて、村長が後納することについてやむを得ないと認めるときとする。

(令四規則三七・一部改正)

(撮影等の許可)

第六条 条例第九条の規定により、撮影、歴史文化資源等の模写又は模造及びこれらに類する行為の許可を受けようとする者は、撮影等許可申請書（第三号様式）を村長に提出しなければならない。

(令四規則三七・一部改正)

(歴史文化資源等の貸出)

第七条 歴史文化資源等の貸出しを受けようとする者は、歴史文化資源等貸出申請書（第四号様式）を村長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請があつた場合において、当該申請者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該貸出しが文化村の業務に支障がないと認められるときは、貸出しの許可をすることができる。

一 国又は地方公共団体が設置する博物館、美術館又はこれらに類する施設の長であるとき。

二 前号に規定する施設以外の施設で、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十一条の規定による登録を受け、又は同法第三十一条第一項の規定により博物館に相当する施設として同項第二号に掲げる者の指定を受けた施設の長であるとき。

三 その他村長が適当と認める者であるとき。

3 村長は、前項の許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

4 歴史文化資源等の貸出期間は、六十日以内とする。ただし、村長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(令四規則三七・令五規則三七・一部改正)

(禁止行為)

第八条 文化村においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 文化村の施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。

二 文化村内の秩序を乱す行為をすること。

三 その他係員の指示に従わないこと。

(入館の禁止等)

第九条 村長は、前条各号のいずれかに該当する行為を行い、又はそのおそれのある者に対して、入館を禁じ、又は退館させることができる。

(令四規則三七・一部改正)

(施設、設備等の損傷等)

第十条 入館者又は歴史文化資源等の貸出しの許可を受けた者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに、その旨を村長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(令四規則三七・一部改正)

(設備等の使用料)

第十一条 条例別表の二の規則で定める設備等について当該規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

(令四規則三三・追加)

(指定管理者の指定に係る申請書等)

第十二条 条例第十条第三項の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(第五号様式)とする。

2 条例第十条第三項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 申請の日の属する事業年度の直前三年の各事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- 四 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(令四規則三三・旧第十一条繰下)

(指定管理者が行う管理の基準)

第十三条 条例第十一条の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開館時間及び休館日は、第二条第一項に定めるとおりとすること。
- 二 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- 三 文化村の利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な管理を行うこと。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項第一号の規定にかかわらず、あらかじめ知事の承認を受けて、第二条第一項の開館時間及び休館日を変更することができる。

3 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、施設の一部を休止し、又は使用を制限することができる。

(令四規則三三・旧第十二条繰下)

(指定管理者に関する読替え)

第十四条 条例第十条第一項の規定により文化村の管理を指定管理者に行わせる場合についての第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第九条、第十条並びに次条の規定の適用については、第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第九条並びに第十条の規定中「村長」とあるのは「指定管理者」と、次条中「村長」とあるのは「知事」とする。

(令四規則三三・旧第十三条繰下、令四規則三七・一部改正)

(その他)

第十五条 この規則に定めるもののほか、文化村の管理に関し必要な事項は、村長が定める。

(令四規則三三・旧第十四条繰下、令四規則三七・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日＝令和四年三月二一日)

(準備行為として行う申請に必要な申請書等)

2 条例附則第二項の規定に基づき、条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、第十二条の規定の例による。

(令四規則三三・一部改正)

別表第一 (第二条関係)

(令四規則三三・旧別表・一部改正)

施設	開館時間	休館日
文化財修復・展示棟	午前九時から午後五時まで	月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）及び十二月二十八日から翌年の一月四日まで
芸術文化体験棟	午前九時から午後八時まで	月曜日（その日が休日である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）及び十二月二十八日か

			ら翌年の一月四日まで
交流に ぎわい	レストラ ン	午前九時から午 後八時まで	十二月二十八日から翌年の一月四日まで
棟	その他の 施設	午前九時から午 後五時まで	月曜日（その日が休日である場合は、その日後において、 その日に最も近い休日でない日）及び十二月二十八日か ら翌年の一月四日まで
情報発 信棟	公衆トイ レ	午前零時から翌 日の午前零時ま で	
	その他の 施設	午前九時から午 後五時まで	月曜日（その日が休日である場合は、その日後において、 その日に最も近い休日でない日）及び十二月二十八日か ら翌年の一月四日まで

別表第二（第十一条関係）

（令四規則三三・追加、令八規則四三・一部改正）

区分	設備等の名称	単位	使用料
舞台設備	演台	一卓	六七〇円
	司会台	一卓	四二〇円
	譜面台（指揮者用）	一台	二四〇円
	譜面台（一般用）	一台	七〇円
	指揮台	一台	四〇〇円
	楽団用椅子	一脚	七〇円
	平台（山台を含む。）	一台	二四〇円
	つり看板	一台	一二〇円
照明設備	ボーダーライト	一列	三三〇円
	アッパーホリゾントライト	一列	三三〇円
	ロアホリゾントライト	一列	三六〇円
	スポットライト	一台	一一〇円
	ピンスポットライト	一台	一、一〇〇円
音響設備	拡声装置	一式	一、二〇〇円
	ワイヤレスマイク（ホール用）	一個	九九〇円

	ワイヤレスマイク（セミナールーム用）	一個	八七〇円
	コンデンサーマイク	一個	一、〇〇〇円
	ダイナミックマイク（ホール用）	一個	五八〇円
	ダイナミックマイク（セミナールーム用）	一個	四六〇円
	マイクスタンド（ブーム型）	一本	二六〇円
	マイクスタンド（床上型）	一本	二四〇円
	マイクスタンド（卓上型）	一本	二四〇円
	コンパクトディスクレコーダー（ホール用）	一台	七二〇円
	カセットテープレコーダー（ホール用）	一台	七二〇円
	コンパクトディスクプレーヤー（セミナールーム用）	一台	五七〇円
映写設備	プロジェクター（スクリーン付き）（ホール用）	一台	三、七〇〇円
	プロジェクター（スクリーン付き）（セミナールーム用）	一台	三、五〇〇円
	ブルーレイプレーヤー（ホール用）	一台	一、三〇〇円
	ブルーレイプレーヤー（セミナールーム用）	一台	九二〇円
諸設備	シャワー	一回	三三〇円

備考 文化村の設備等以外の物を使用する場合において、電気等を使用したときは、実費相当額を徴収する。

第1号様式(第3条関係)

なら歴史芸術文化村使用申込書 年 月 日 なら歴史芸術文化村村長 指定管理者 殿 申込者 住 所 氏 名 〔団体の場合には、その所在地 及び名称並びに代表者の氏名〕 なら歴史芸術文化村を使用したいので、次のとおり申し込みます。	
催し、会議 等の名称	
使用内容	
使用日及び 使用区分	年 月 日(曜日) ～ 年 月 日(曜日) 日間
使用施設	ホール、セミナールーム、控室、実習室(使用日ごとの使用施設は、別紙のとおり)
使用設備	要(使用日ごとの使用設備は、別紙のとおり) 否
使用責任者	住所 氏名 電話
備考	

記入上の注意

- 1 該当事項には、○印を付けてください。
- 2 「使用施設」及び「使用設備」欄の別紙には、使用日ごとの施設名(例セミナールームA等)又は設備名を記入してください。
- 3 「備考」欄には、使用日ごとに公演回数及び開演・終演の予定時間を記入してください。

第2号様式(第4条関係)

なら歴史芸術文化村使用承認書 年 月 日 様(殿) なら歴史芸術文化村村長 指定管理者 印 年 月 日付けで申込みのありましたなら歴史芸術文化村の使用については、 次のとおり承認します。		
承認事項	使用者氏名	
	催し、会議等の名称	
	使用内容	
	使用日及び使用区分	年 月 日(曜日) 日間 年 月 日(曜日)
	使用施設	ホール、セミナールーム、控室、実習室(使用日ごとの使用施設は、別紙「使用施設、設備の明細」のとおり)
	使用設備	(使用日ごとの使用設備は、別紙「使用施設、設備の明細」のとおり)
使用料又は利用料金	円	

承認条件

- 1 使用準備、使用終了後のあとかたづけ、退館等は、上記使用区分の時間内で行うこと。
- 2 収容定員を超えて入館させないこと。
- 3 他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者を入館させないこと。
- 4 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められる物を持ち込み、又は持ち込ませないこと。
- 5 定められた場所以外の場所において飲食若しくは喫煙をし、又はこれらをさせないこと。
- 6 承認を得ないで、火気(喫煙を除く。)を使用し、又は使用させないこと。
- 7 承認を得ないで、ポスター、はり紙、看板、けんすい幕、旗その他これらに類するものを掲示し、又は掲出ししないこと。
- 8 承認を得ないで、文化村内において寄付金を募集し、物品を販売し、飲食物を提供し、又は使用者以外の者をしてこれらを行わせないこと。
- 9 文化村の管理上必要があると認め、関係職員を使用中の施設等に立ち入らせるときは、これを拒んではならない。
- 10 文化村関係職員の指示に従うこと。
- 11 なら歴史芸術文化村条例及びなら歴史芸術文化村管理規則の規定に従うこと。

第3号様式(第6条関係)

撮 影 等 許 可 申 請 書	
年 月 日	
なら歴史芸術文化村村長 殿	
申請者 住所 氏名	
〔団体の場合には、その所在地及び 名称並びに代表者の氏名〕	
次のとおり歴史文化資源等の撮影等を行いたいので、申請します。	
方 法	撮影 模写 模造 その他()
品 名 及 び 点 数	(計 点)
目 的 又 は 用 途	
希 望 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
備 考	

注 「方法」欄には、該当する事項を○で囲んでください。

第4号様式(第7条関係)

歴 史 文 化 資 源 等 貸 出 申 請 書		
年 月 日		
なら歴史芸術文化村村長 殿		
申請者 住所		
氏名		
〔団体の場合には、その所在地及び 名称並びに代表者の氏名〕		
次のとおり歴史文化資源等の貸出しを受けたいので、申請します。		
品 目 名	点 数	備 考
目 的		
歴史文化資源等の使用場所		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
輸 送 方 法		
輸 送 業 者 名 ・ 人 数		
担 当 責 任 者		
そ の 他		

第5号様式(第12条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名
連 絡 先

なら歴史芸術文化村条例第10条第3項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので
関係書類を添えて申請します。

附 則（令和四年規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年規則第三七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年規則第三七号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和八年規則第四三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（この規則の施行の日以後の利用料金の額の定め）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この規則による改正後のなら歴史芸術文化村管理規則別表第二の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

第 1 号様式（第 3 条関係）

（令 4 規則 3 7 ・一部改正）

第 2 号様式（第 4 条関係）

（令 4 規則 3 7 ・一部改正）

第 3 号様式（第 6 条関係）

（令 4 規則 3 7 ・一部改正）

第 4 号様式（第 7 条関係）

（令 4 規則 3 7 ・一部改正）

第 5 号様式（第 1 2 条関係）

（令 4 規則 3 3 ・一部改正）